

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて

「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和 8 年政令第 260 号)が、別添 1 のとおり、令和 8 年 8 月 7 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)の規定の一部が、令和 8 年熊本地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として令和 8 年熊本地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件」(令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。以下「告示」という。)が別添 2 のとおり、令和 8 年 8 月 17 日付けで告示された。

この告示は令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内において、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和 9 年 1 月 27 日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないようお願いしたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

(1) 告示により有効期間等の満了日を延長した権利利益のうち、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定に基づくものは、次のとおりである。

- ・保険医療機関又は保険薬局の指定(特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。)

- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和8年熊本地震による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされており、特定被災区域外の保険医療機関又は保険薬局から申出が行われた場合は、本規定に基づいて対応いただきたい（法第3条第3項）。

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。
令和八年八月十七日
厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定小児慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に係るものに限る。	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく劇物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所若しくは研究所に在るものに限る。	特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所を有する者
覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料製造業者若しくは覚醒剤原料取扱業者若しくは覚醒剤原料研究者の指定(特定被災区域内に在る業務所、製造所又は研究所に係るものに限る。)	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製錬業者、麻薬小売業者、麻薬家庭用業者、麻薬施用業者、麻薬管理業者若しくは麻薬研究者の免許(特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品製造業の許可(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。))	特定被災区域内に業務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品製造業の許可(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。))	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品製造業の登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。))	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に業務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に業務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。))	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業に限る。の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。))	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十 九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地 を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律 第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛 生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に 係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所 を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づ く労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる 事務所を有する者（令和 八年十月二十七日まで 当該許可の有効期間が満 了する者を除く）
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の 規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在 る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着 型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るもの に限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業 者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福 祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を 有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サ ービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限 る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着 型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に 係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業 者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証 の交付	特定被災区域内に居住地 を有する者又は特定被災 区域を包括する都道府県 員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開 設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を 有する者
介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可 （特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を 有する者
介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事 業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るも のに限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十 二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療 手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五 号の医療費及び医療手当、同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時 金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地 を有する者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」と いう。第七十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等 の給付決定	特定被災区域内に居住地 を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般 相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るもの に限る。）	特定被災区域内に事業所 を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型 肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法 （平成二十年法律第三号）第七十条第一項の規定に基づく追加給付金 の支給の請求	特定被災区域内に居住地 を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措 置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく 同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若 しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地 を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 （平成二十三年法律第百二十六号）第八十一条第一項、第九十一条 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づ く追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止 医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地 を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十 号）第五条第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区 域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医 療機関を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律第七十一条の規定に基づ く特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地 を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号） 第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に 基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであつ て食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令 の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附 則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる こととされた者に対するものに限る。）	特定被災区域内に営業所 を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号） 第九條の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡し の許可	特定被災区域内に麻薬業 務所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年 厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の 支給の申請	特定被災区域内に居住地 を有する者
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条 の六十六第一号イ(3)の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の 修了	特定被災区域内に居住地 を有する者